



保険開始日：平成27年1月1日以降

普通傷害保険

普通保険約款／特約

アクサ生命の定期保険(集団扱)・
終身保険(団体扱)セット用

ご契約のみなさまへ

このたびは、当社の普通傷害保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。

この冊子（普通保険約款/特約）には、保険契約においてとても重要な内容を記載しています。ご一読のうえ、保険証券とともに大切に保管していただきますようお願い申し上げます。

引受保険会社

アクサ損害保険株式会社

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13

目次

◎傷害保険普通保険約款	1
第1章 用語の定義条項	1
第2章 補償条項	1
第3章 基本条項	3
◎特約	14
入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(730日用)●	14
集団扱特約(生命保険セット用)●	14
集団扱における追加保険料に関する特約(生命保険セット用)●	16
保険契約の継続に関する特約(集団扱契約(生命保険セット)用)●	16
法人契約特約△	17
死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約◆	17

- 全てのご契約に自動的にセットされます。
- ◆ 選択された契約型に応じて自動的にセットされます。
- △ お申出により任意でセットいただけます。

傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。

入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険媒介者	当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

- 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(注)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
(注) 以下「事故」といいます。
- (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
(注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

- 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等

を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注5) 使用済燃料を含みます。
- (注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。た

だし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（死亡保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) 第32条（死亡保険金受取人の変更）(1) または (2) の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第32条（死亡保険金受取人の変更）(8) の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表2に掲げる割合}}{\text{別表2に掲げる割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表2の1. (3)、(4)、2. (3)、4. (4) および5. (2) に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

(4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し (1) から (3) までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2の7. から9. までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

(注1) 腕および手をいいます。

(注2) 脚および足をいいます。

(5) 既に身体に障害の存在していた被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表3のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

加重された後の後遺障害 既に存在していた身体
害の状態に対応する割合 ー 障害に対応する割合 = 適用する割合

(6) (1) から (5) までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数（注） = 入院保険金の額

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表4に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

入院保険金日額 × 手術の種類に応じた
別表4に掲げる倍率（注） = 手術保険金の額

（注）1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

第8条（通院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数（注） = 通院保険金の額

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表5に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1) の通院をしたものとみなします。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

(3) 当社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第11条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。ただし、③および④については、保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が告知事項について事実を告げなかったこと、または事実と異なることを告げたと認められる場合を除きます。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が告知事項について事実を告げることを妨げた場合

④ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知事項について事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることをすすめた場合

⑤ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

⑥ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかず発生した傷害については適用しません。

第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

(3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注3）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(4) (3) の規定は、当会社が、(3) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があった時から5年を経過した場合には適用しません。

（注）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(5) (3) の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかず発生した傷害については適用しません。

（注）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(6) (3) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注2）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注1）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

（注2）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

第14条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければ

りません。

第15条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったとき。

（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第16条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第17条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条（重大事由による解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害（注1）に対しては、当社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注1）(2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

（注2）(2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第20条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条 (1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条 (1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条 (1) ④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者

に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) ①(1)の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

(1) 第12条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注1）第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、第13条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもか

かわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－取消しの場合）

第17条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第12条（告知義務）(2)、第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を

解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第19条（重大事由による解除）(2)の規定により、当社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(4) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(5) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を被保険者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第26条（事故の通知）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を当社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

③ 入院保険金および手術保険金については、被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

④ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表7に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、

保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日まで、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第29条 (当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1)当社は、第26条(事故の通知)の規定による通知または第27条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定

その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第30条 (時効)

保険金請求権は、第27条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条 (代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第32条 (死亡保険金受取人の変更)

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。

(4) (3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者につ

いては、順次の法定相続人とします。

- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第33条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとしします。

第34条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとしします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとしします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとしします。

第35条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約の締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会（注）に登録することができるものとしします。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
- （注）以下「協会」といいます。
- (2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとしします。
- (3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとしします。

- (4) 協会および各損害保険会社は、(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果を、(1) の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとしします。

- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第36条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとしします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

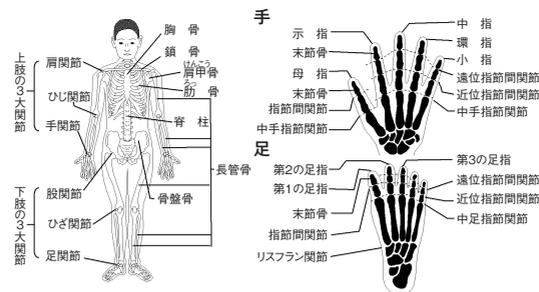
（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害
 - (1) 両眼が失明した場合 …………… 100%
 - (2) 1眼が失明した場合 …………… 60%
 - (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合 …………… 5%
 - (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合 …………… 5%
2. 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失った場合 80%
- (2) 1耳の聴力を全く失った場合 30%
- (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合 5%
3. 鼻の障害
- (1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合 20%
4. 咀嚼、言語の障害
- (1) 咀嚼または言語の機能を全く廃した場合 100%
- (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合 35%
- (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合 15%
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合 5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状
- (1) 外貌に著しい醜状を残す場合 15%
- (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合 3%
6. 脊柱の障害
- (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合 40%
- (2) 脊柱に運動障害を残す場合 30%
- (3) 脊柱に変形を残す場合 15%
7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害
- (1) 1腕または1脚を失った場合 60%
- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合 50%
- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合 35%
- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合 5%
8. 手指の障害
- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合 20%
- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合 15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合 8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合 5%
9. 足指の障害
- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合 10%
- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合 8%
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合 5%
- (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合 3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合 100%
- 注1** 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 第6条（後遺障害保険金の支払）（5）の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表2・注2の図に示すところによります。

注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表4 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）の手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） (1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm ² 未満は除く。）	20
(2) 癍痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除く。） (1) 筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢関節観血手術、靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10

対象となる手術	倍率
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘を除く。）	10
(1) 四肢骨観血手術	10
(2) 骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。）	20
(1) 四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
(2) 切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術	40
(1) 指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。）	20
(1) 脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。）	20
(1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	20
(2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術	20
(1) 手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術	10
(1) 涙嚢摘出術	10
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10
(3) 涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。）	10
(1) 眼瞼下垂症手術	10
(2) 結膜嚢形成術	10
(3) 眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	20
(4) 眼窩骨折観血手術	20
(5) 眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術	20
(1) 眼球内異物摘出術	20
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術	20
(1) 角膜移植術	20

対象となる手術	倍率
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術	10
(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩離断術	10
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13. (2) に該当する。）	20
16. 網膜の手術	20
(1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	20
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術（莖頭顕鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	10
(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血の鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。）	10
(1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	40
(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術	20
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。）	20
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯内の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	20
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10

対象となる手術	倍率
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮付属器手術（人工妊娠中絶術および経膈操作を除く。）	20
(7) 陰嚢瘻閉鎖術	20
(8) 造陰術	20
(9) 陰壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

別表5 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。

3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

別表6 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表7 保険金請求書類

提出書類	保険金種類			
	死亡	後遺障害	入院・手術	通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○			
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○			
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○

10. 被保険者の戸籍謄本	○			
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○			
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○
13. その他当社が第28条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

特約

入院保険金および手術保険金支払日数延長特約（730日用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
入院保険金支払事由	普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約により、被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院保険金支払事由に該当することとなった場合には、入院保険金を支払います。
- (2) 普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院した日数については730日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて730日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。
- (3) 当社は、この特約により、被保険者が事故の発生日からその日を含めて730日以内に普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)に規定する手術を受けた場合には、手術保険金を支払います。

第3条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第27条（保険金の請求）(1)③の規定中「180日」とあるのは「730日」と読み替えて適用します。

集団扱特約（生命保険セット用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第9条（特約の解除）(2)の書面に記載された解除日をいいます。
構成員	集団自身およびその集団を構成する集団の役職員を含みます。
集金契約	「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金手続を行い得る最初の集金日をいいます。

集金不能日等	次のいずれかの日をいいます。 ① 第8条（特約の失効）(1)①の事実該当する場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日 ② 第8条(1)②、③または④の事実該当する場合は、その事実が発生した日
集団	保険証券記載の集団をいいます。
生命保険会社	保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した額をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（特約の適用）

- (1) この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
 - ① 保険契約者および被保険者が、この特約が付帯された保険契約と組み合わされる生命保険会社が引受ける保険契約の保険契約者および被保険者と同一の者であること。
 - ② 保険契約者が集団の構成員であり、かつ集団扱特約（生命保険セット用）に係る保険契約を締結することが認められている者であること。
 - ③ 集団または集団から委託を受けた者と当社との間に集金契約が締結されていること。
 - ④ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金日に保険料を集金すること。
 - イ. 上記ア.により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。
- (2) この特約が付帯された保険契約と組み合わされる生命保険会社が引受ける保険契約の申し込みが、生命保険会社において承諾されなかった場合には、この特約が付帯された保険契約は無効とします。

第3条（保険料の分割払）

- (1) 当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

- (3) 保険契約者は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当社は、前条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、保険金を支払います。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) この特約が付帯された普通保険約款に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者の職業または職務の変更の事実（注）による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、普通保険約款第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(5)を適用して保険金を支払います。

（注）普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当社が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

第7条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効）

- (1) この特約は、次に掲げる事実のいずれかに該当する場合、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②につ

いては、集金者が保険契約者にかわって保険料をその集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、この特約の失効は生じません。

- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、分割保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合
 - ③ 保険契約者が団体の構成員でなくなった場合
 - ④ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 保険契約者が団体の構成員でなくなった場合でも、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その保険契約者は、構成員とみなして取り扱います（注）。この場合、(1)③の規定によるこの特約の失効は生じません。
- （注）ただし、次条(1)の人数には含めません。
- (3) (1)①または④の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、保険契約者に対する書面をもってその旨を通知します。

第9条（特約の解除）

- (1) 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者および被保険者のいずれも的人数が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (2) (1)の規定により、当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、保険契約者に対する書面をもってその旨を通知します。

第10条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）

保険契約者は、第8条（特約の失効）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等から1か月以内に、前条(1)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

第11条（未払込分割保険料不払の場合の免責）

当社は、前条に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（保険契約の解除－特約の失効または解除による未払込分割保険料不払の場合）

- (1) 当社は、第10条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は遅滞なく、保険契約者に対する書面をもってその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または解除日から将来に向かっ

てのみその効力を生じます。

- (3) (1) の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

集団扱における追加保険料に関する特約 (生命保険セット用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	集団扱特約 (生命保険セット用) 第9条 (特約の解除) (2) の書面に記載された解除日をいいます。
集金契約	集団扱特約 (生命保険セット用) 第2条 (特約の適用) に規定する「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	次のいずれかの日をいいます。 ① 集団扱特約 (生命保険セット用) 第8条 (特約の失効) (1) ①の事実が該当する場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日 ② 集団扱特約 (生命保険セット用) 第8条 (1) ②、③または④の事実が該当する場合は、その事実が発生した日
未払込保険料	追加保険料の総額および年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (特約の適用)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に集団扱特約 (生命保険セット用) が適用されていること。
- ② 集金契約が、集金者と当社社との間に締結されていること。

第3条 (追加保険料の払込みの特則)

- (1) 集団扱特約 (生命保険セット用) 第5条 (追加保険料の払込み) (1) の規定にかかわらず、この特約が付帯された普通保険約款第22条 (保険料の返還または請求-告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) の規定により追加保険料を当社が請求した場合は、保険契約者は集金契約に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当社に払い込むことができます。
- (2) (1) の追加保険料は、その全額を一時に払い込むか、または、異動承認書記載の回数および金額に分割して払い込むものとします。

第4条 (集金者を経て追加保険料を払い込む場合の通知)

前条の規定を適用して集金者を経て追加保険料を払い込む場合、保険契約者または被保険者は普通保険約款の告知義務の規定による訂正の申出もしくは通知義務による通知を遅滞なく当社に直接行わなければならないとします。ただし、訂正の申出時または通知時に追加保険料を払い込む場合は、集金者を経て訂正の申出または通知を行うことができるものとします。

第5条 (特約の失効)

集団扱特約 (生命保険セット用) 第8条 (特約の失効) の規定により、同特約が効力を失った場合または同特約第9条 (特約の解除) の規定により、同特約が解除された場合には、この特約も効力を失います。

第6条 (特約失効後の未払込保険料の払込み)

- (1) 前条の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等または解除日から1ヶ月以内に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければならないとします。
- (2) 当社は、(1) に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

第7条 (保険契約の解除-特約失効による未払込保険料不払の場合)

- (1) 当社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は遅滞なく、保険契約者に対する書面をもってその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または解除日から将来に向かつてのみその効力を生じます。

保険契約の継続に関する特約 (集団扱契約 (生命保険セット) 用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。

第2条 (適用契約の範囲)

この特約は、集団扱特約 (生命保険セット用) を付帯した保険契約で、当社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の保険期間の末日の属する月の前月10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第4条（継続契約の分割保険料および払込方法）

- (1) 継続契約の分割保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続契約の第1回分割保険料を、集金契約に定めるところにより、継続前契約において定められた最後の集金日の属する月の翌月の集金日、第2回以降の分割保険料はその翌月以降の毎月の集金日までに、集金者に払い込まなければなりません。

第5条（継続契約の分割保険料の払込猶予および保険契約の効力）

- (1) 前条(2)の規定にかかわらず、継続契約の分割保険料の払込みについては、同条(2)に定める集金日から1か月を経過した日までを猶予期間とします。
- (2) 継続契約の分割保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第6条（継続契約に適用される制度・料率等）

- (1) この保険契約に適用した制度、料率等（注）が改定された場合には、当会社は、制度、料率等（注）が改定された日以後第3条（保険契約の継続）(1)の規定により保険期間が開始する継続契約の制度、料率等（注）を変更します。
（注）普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。
- (2) 当会社は、(1)の継続契約の制度、料率等（注）の変更を行う場合には、保険契約者に対する書面をもってその旨を通知します。この場合において、保険契約者より保険契約を継続しない旨の意思表示があった場合には、第3条（保険契約の継続）(1)の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。
（注）普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

第7条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が、第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第8条（継続契約の告知義務）

- (1) 第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、告知事項および保険証券等に記載された事項に変更があった場合は、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれ

を当会社に告げなければなりません。

- (2) (1)の規定による告知に関する普通保険約款第12条（告知義務）の規定の適用については、同条(1)、(2)、および(3)②の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の際」と、同条(1)、(2)および(3)③から⑤の規定中「告知事項」とあるのは「告知事項および保険証券等に記載された事項」と、同条(3)⑤の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」と、同条(3)⑥の規定中「保険契約締結時」とあるのは「保険契約継続時」とします。ただし、保険証券等記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当会社に告げなかった場合には、当会社は、普通保険約款第22条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(5)の規定に準じ保険金を削減して支払います。

第9条（特約の失効）

集団扱特約（生命保険セット用）第8条（特約の失効）または第9条（特約の解除）の規定により集団扱特約（生命保険セット用）が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。

第10条（集団扱特約（生命保険セット用）との関係）

この特約に定めのない事項については、集団扱特約（生命保険セット用）の規定を適用します。

法人契約特約

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）から第8条（通院保険金の支払）までの規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人に支払います。
- (2) この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯されている場合は、当会社は、同特約の規定にかかわらず、同特約に基づいて支払われる保険金についても(1)の死亡保険金受取人に支払います。

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

